二　期日

1　前号1の事案　平成二十一年九月九日　午後二時三十分から

2　前号2の事案　平成二十一年九月十日　午後二時三十分から

3　前号3の事案　平成二十一年九月十四日　午後二時三十分から

4　前号4の事案　平成二十一年九月十五日　午後二時から

5　前号5の事案　平成二十一年九月十六日　午後二時三十分から

6　前号6の事案　平成二十一年九月二十九日　午後二時三十分から

7　前号7の事案　平成二十一年九月三十日　午後二時三十分から

三　場所

1　第一号1の事案　東松山市松山市民活動センター（埼玉県東松山市松本町一丁目九番三十五号）

2　第一号2の事案　北本市中央公民館（埼玉県北本市本町一丁目二番地一）

3　第一号3の事案　坂戸市文化会館（埼玉県坂戸市元町十七番地一号）

4　第一号4の事案　新潟市生涯学習センター（新潟県新潟市中央区礎町通三ノ町二千八十六番地）

5　第一号5の事案　下仁田町役場（群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田六百八十二）

6　第一号6の事案　魚沼市小出郷文化会館（新潟県魚沼市干溝千八百四十八番地一）

7　第一号7の事案　小千谷市民学習センター（新潟県小千谷市上ノ山四丁目四番二号）

四　事案の要旨

1　第一号1の事案　購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　第一号2の事案　熱量変更終了による原料種変更及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

3　第一号3の事案　購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

4　第一号4の事案　購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

5　第一号5の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

6　第一号6の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

7　第一号7の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

8　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び第一号1の事案については松栄ガス株式会社（埼玉県東松山市小松原町一七番地九）、第一号2の事案については新日本瓦斯株式会社（埼玉県北本市古市場一丁目五番地）、第一号3の事案については坂戸ガス株式会社（埼玉県坂戸市末広町三番地五）、第一号4の事案については北陸瓦斯株式会社（新潟県新潟市中央区東大通一丁目二番二十三号）、第一号5の事案については下仁田町役場（群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田六百八十二）、第一号6の事案については魚沼市小出企業庁舎（新潟県魚沼市小出島七百八十八）、第一号7の事案については小千谷市ガス水道局（新潟県小千谷市千谷川一丁目十三番一号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「○○株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第一号1の事案については平成二十一年八月二十五日までに、第一号2の事案については平成二十一年八月二十六日までに、第一号3の事案については平成二十一年八月三十一日までに、第一号4の事案については平成二十一年八月三十一日までに、第一号5の事案については平成二十一年九月一日までに、第一号6の事案については平成二十一年九月十四日までに、第一号7の事案については平成二十一年九月十五日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「○○株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第一号1の事案については平成二十一年八月二十五日までに、第一号2の事案については平成二十一年八月二十六日までに、第一号3の事案については平成二十一年八月三十一日までに、第一号4の事案については平成二十一年八月三十一日までに、第一号5の事案については平成二十一年九月一日までに、第一号6の事案については平成二十一年九月十四日までに、第一号7の事案については平成二十一年九月十五日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所　（電話番号）

職業

○○株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

鉱業財団

岡山県新見市足立3893番地**足立石灰工業株式会社**の鉱業財団に岡山県新見市足立3893番地足立石灰工業株式会社の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年8月18日

岡山地方法務局高梁支局